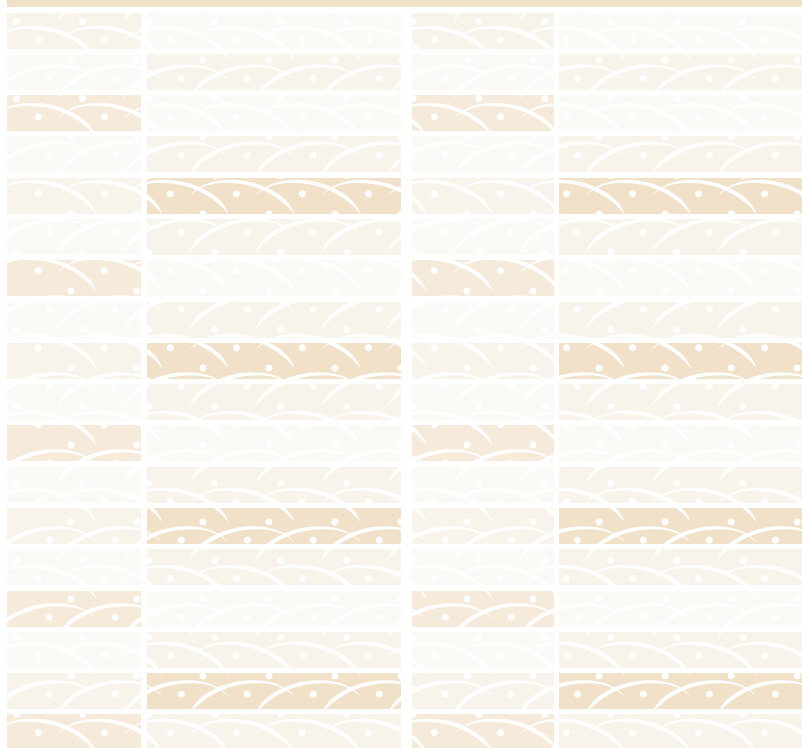


わらしべ長者の 簿記的思考法

細井隆好 著



第3章 わらしべ長者の簿記的考察
——ものがたりを仕訳してみる
○補論 税理士の仕事
—— give & takeの視点で

第1節 わらしべ長者を仕訳してみる

序幕

昔、京の貧乏男が長谷寺の観音さまを何日も拝んだ。ある夜の明け方、観音さまよりお告げがあった。

「その方は前の生の行いが悪かったのでその報いを受けている。その方に授けられる福は何一つない。だから、いつまでもそうして、祈っているのは愚かなことだ」

坪田譲二『日本むかしばなし集（一）』¹⁾より“わらしべ長者”（pp.177-187、筆者による要約、以下同）

第一場

「しかし、そういうのもあまりに無愛想だから、ほんの少しのものをつかわす。都への帰り道、何によらず手のうちに入ったものを、賜り物と思って持って帰るがよい」

貧乏男は長谷寺を出たところで転び、気がつくとも1本のわらしべをつかんでいた。道中、1匹のアブが顔のあたりでうるさく飛びまわるので、捕まえてわらしべに縛りつけた。

この文章を当事者ごとに give & take の仕訳をすると（物々交換取引を記録すると）次のT勘定になります。

何のために取引をしたか、といえは「何かを手に入れる」という目的があり、そのための行動（具体的には「何かを手放す」という手段）が採られたことになります。横書きは、左から右へ書きますから、先に「目的」を書き、次に「手段」を書く、ということです。各T勘定の左側が take（目的）、右が give（手段）です。

注目して欲しいのは右側の当事者の give & take です。物語は左側、貧乏男（主人公）の立場で書かれていますが、相手（右側の当事者）にとってどういう give & take であったか、を併せて考えることで、その取引の本質が見えてきます。

貧乏男	
take (目的)	give (手段)
わらしべ	信仰

観音さま	
take (目的)	give (手段)
信仰	わらしべ

観音さまはもともと信仰の対象であり、想像の産物であるから取引としてとらえるべきかどうか、という議論があるのかもしれませんが、貧乏男が観音さまに give したのが「信仰」、観音さまが貧乏男に give したのが「わらしべ」です。しかし、その後の話の展開を考えると観音さまが give したのは「チャンス」のきっかけとしてのわらしべであった、と思われます。

第二場

そこへ京の方から牛車に乗り家来を連れた一行がやって来た。牛車には小さな男の子とお母さんが乗っていた。子どもが貧乏男のアブを見つけ「あれがほしい」と言い出した。

お母さんがたしなめたが、いうことを聞かない。間もなく家来が貧乏男の所へやって来て「若さまが、アブが欲しいと仰せられる。それを差し上げては下さるまいか」と申し出た。

貧乏男は「観音さまからの賜り物ですが、お子さまがお望みとあれば差し上げます」と家来に渡した。

ここでは、貧乏男は give だけ、牛車に乗ったお母さんと子どもは take だけです。give だけした貧乏男はお母さんと子どもに対してどういう関係にあるか、といえば take がない（受けていない）から「貸し」がある状態です。すなわち、簿記の仕訳でいえば「貸方」に記入されます。

貧乏男		お母さんと子ども	
take (目的)	give (手段)	take (目的)	give (手段)
	アブを縛りつけたわらしべ	アブを縛りつけたわらしべ	

第三場

お母さんは大変喜んで、お礼にミカンを 3 個貧乏男にくれた。

貧乏男	
take (目的)	give (手段)
ミカン3個	アブを縛りつけたわらしべ

お母さんと子ども	
take (目的)	give (手段)
アブを縛りつけたわらしべ	ミカン3個

give された (take した) お母さんと子どもは貧乏男に対して「借り」の立場にあるので、お礼をして借りを返すことになります。

ここで考えてほしいのは、なぜお母さんは「アブを縛りつけたわらしべ」にミカン3個ものお礼を出したか、ということです。

子どもは長時間じっとしていることが好きではありません。いくら豪華な車でも2時間も座りっぱなし、じっとしていると退屈してきます。そこでお母さんと遊ぼうとちょっかいを出します。お母さんは、動き回りたい年頃の子供と一緒にいると、乗っているだけで疲れてしまって子供の遊びにつきあいきれません。そこへアブを縛りつけたわらしべ、というおもちゃをもらいました。子どもはこの先の道中退屈せず1人で遊んでくれる、子供のちょっかいから解放される「やれやれ」という思いです。ミカン3個は全く惜しくない、take と give は even だ（貸借平均の原理が成り立つ）と考えられます。

第四場

今度は道の脇でお供を連れて休んでいる女の人に会った。女の方は、暑くて喉が渇いて★¹、もう歩けないと弱っていた。見回しても井戸らしいものも、流れらしいものも見当たらない。

貧乏男は見るにみかねて、ふところからミカンを取り出し、家来たちの前に差し出した。「ご主人がそんなに喉が渇きでしたら、これを差し上げてはいかがですか」女の方は大喜びでミカンを食べた。

貧乏男	
take (目的)	give (手段)
	ミカン3個

女の人	
take (目的)	give (手段)
ミカン3個	

ここでも第二場同様、give だけ、take だけの取引が行われています。

第五場

女の方は「何かお礼をしなければと思いますが、旅の途中で、何も差し上げるものがありません。まあ食べて行ってくださいませ」と弁当を出した。

貧乏男がごちそうを食べ終わると、女の方は荷物の中から3反のとてもよい布を取り出させて、「ほんの志ばかりで」と言って、それをくれた。

貧乏男	
take (目的)	give (手段)
弁当 布3反	ミカン3個

女の人	
take (目的)	give (手段)
ミカン3個	弁当 布3反

★¹ 生物のからだは常に一定の状態を保っている。「生体の恒常性維持」という概念を初めて提唱したW. B. キャンン『からだの知恵』²⁾ は第3章で「渴き」について解説しています (pp.67-76)。また、マルロ・モーガン『ミュートン・メッセージ < 真実の人 > 族の教え』³⁾ では、砂漠を旅し、脱水症状の著者に「あの石を口にいれよ」というメッセージが響きます。石を口に入れると「奇跡的に唾が出て」自分を取り戻します (pp.147-148)。

貧乏男はお礼に弁当と布3反をもらっています。ミカン3個の対価としては破格の take です。しかし、女の人からみれば死にそうな喉の渇き、苦しさから解放されたわけです。ミカン3個にはそれだけの価値があったということでしょう。

第六場

日暮れ近くになって、立派な馬に乗った武士が、何人かの家来を連れてやって来た。貧乏男のちょうど目の前に来たところで、ふいにその馬がばたきと倒れ、死んでしまった。

武士は家来たちに、「わしは急ぐから先へ行く。お前たちは馬の始末をしてから追いついて来い。では、たのんだぞ」そう言って先に行ってしまった。家来たちは「どうしよう」と弱りきっていた。

貧乏男が「その馬は、私がいただいて、片づけましょうか。しかし、ただでいただいてもすみませんから、これを代わりに差し上げることにいたしましょう」と、さっきもらった3反の布のうち1反を出して、家来たちに見せた。家来たちは「よかろう」と布を取り、馬を残して、主人の後を追って行った。

貧乏男	
take (目的)	give (手段)
死んだ馬	布1反 死んだ馬の後始末

家来たち	
take (目的)	give (手段)
布1反 死んだ馬の後始末からの解放	死んだ馬

ここで初めて交換取引が行われます。第二場から第五場までのやり取りは貧乏男の対価を要求しない give とそれに対するお礼でした。貧乏男は死んだ馬の後始末と布 1 反とを引き替えに、死んだ馬 1 頭の所有権（利用、処分権）を取得します。

馬 1 頭、重くて貧乏男 1 人で運べる代物ではありません。他の人の手助けが必要です。死体は解体して、皮、肉、脂などに分けて換金処分することになります。当然、解体費用もかかります。手取りは布 1 反に自分の手間代を足したものと、貧乏男は算盤そろばんをはじいて声をかけた、ということでしょう（これについては第 8 章で解説します）。

第七場

貧乏男は（観音さまのお情けで、わらしべ 1 本が、もう 2 反の布と、1 頭の馬になった。しかし、できるなら、この馬をもう一度生き返らせてみたいものだ）と、手をあわせて観音さまを一心に拝んだ。

すると、信心が観音さまに通じたのか、馬が目をあけた。「それっ」と声をかけると、馬はすっと立ちあがった。

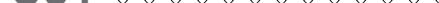
貧乏男	
take (目的)	give (手段)
奇跡（死んだ馬が生き返る） 死んだ馬の後始末からの解放	信心

観音さま	
take (目的)	give (手段)
信心	奇跡（死んだ馬が生き返る）

第八場

貧乏男は馬を林で休ませた。自分は村に行って、残りの 2 反の布で麦やまぐさを買い、また、そまつな馬具も手に入れた。

村人	
take (目的)	give (手段)
布2反	馬の工サ 馬具

column • 301 

42.

第九場

京の入口まで帰ってくると、遠方への引越で大騒ぎをしている家があった。貧乏男は（こんなときには、よく馬の入用があるものだ。もしかすると、買うかもしれぬ）と考え「馬はいかがですか。おもとめになりませんか」と声をかけた。

主人が「ちょうど馬を1頭買い入れたいと思っていたが、旅に出る矢先で、代物に不自由する。近くにすこしばかりの田があるのだが、それを取ってはくれないか」と言った。

「けっこうでございます」と言って馬を渡すと、今度は、「我々は、今日、関東の方へ発たねばならないが、実はこの家も留守の間住む者がいない。なんならひとつ住んではくれまいか」と言った。

貧乏男には願ってもないことで、さっそくそこに住むことにした。

貧乏男	
take (目的)	give (手段)
田	馬具をつけた 立派な馬
居住権の取得	家の管理義務

主人	
take (目的)	give (手段)
馬具をつけた 立派な馬	田
家の管理	居住権の授与

ここでは二つの交換取引が行われています。まず、馬具をつけた立派な馬と田との交換です。おそらく一族郎党が食べていけるぐらいの収穫ができる田でしょう。しかし、そこを離れるのであればさしあたり無用の資産です。戻ってきたら買い戻してもいい、経緯からいって、そういう話もできるだろう、と主人は考えたのかもしれませんが。

そして、そこまでの貧乏男の態度や行動を見ていて「ついでに家の管理も任せられそうな人物だぞ」と判断したのでしょうか（田も家も売り払って遁走するような人物ではない、と見込んだということです）。

家の管理（主人たちが戻ってきたときにそのまま住める状態を維持すること）を依頼し、かわりに戻ってくるまでの間の居住権を認めています。

終幕

もとの家主は幾年たっても帰らず、とうとうその大きな家も、貧乏男のものになってしまった。そして、観音さまのご利益を末の世まで感謝続けた。

貧乏男		役所（国）	
take（目的）	give（手段）	take（目的）	give（手段）
家の所有権	時効取得	時効取得の保護	家を占有し続けることの法的保護
家の管理義務からの解放		混乱、紛争の解決（審理省略）	所有者からの異議申し立て却下

いわゆる「取得時効」の仕訳です。第九場で、主人と貧乏男は口約束で田と馬とを交換し、家に住むことに合意しています。もし、貧乏男が「もう住まないからあげると言われて住んでいる」と主張したら、口約束だから水掛け論になって収拾がつかないかもしれません（主人は貧乏男がそういう人間ではない、と信じたし、貧乏男も管理業務に専念している）。それを時の経過で割り切ってしまうのが「時効」です。

column • 302

観音さまの化身

“わらしべ長者”は長谷寺の観音さまのご利益^{りやく}ものがたりです。観音さまは化身して貧乏男をフォローしていきます。

観音さまは、まずアブに化身して（憑依して）★² 貧乏男に五月蠅くつきまとい、子どものおもちゃのきっかけを作りました。次は馬に憑依して息の根を一旦止めました。過去2回の交換で、人に喜ばれればお返しがあることを学んでいる貧乏男に、モノとなった馬とその処分の手間を上等な布1反と交換する、この交渉のきっかけを与えました。

この2回の化身によるきっかけに対して貧乏男が「どう出るか？」

まわりつくアブを 1. たたきつぶすか、2. 殺さず生かすか。馬が倒れて困っているのを見て 1. そのまま無視して立ち去るのか、2. 助けを申し出て交渉するのか。その選択をさせました（チャンスは自分でつかむもの）。

“わらしべ長者”は、観音さまが貧乏男に、「人の役に立つことを考えて（行つて）いれば自分にも利益となって返ってくる」という体験を通して「商売のコツ」を give したものがたりである、と筆者は考えます⁵⁾。

★² 「観音さまが化身して人々を助ける」について考えてみます。鶴の恩返しは鶴→娘となって助けた男の前に現れました。観音さまはアブに姿を変えて貧乏男の前に現れたのでしょうか。観音さま→アブだとすると、ずっとアブとなって子どものおもちゃでいなければなりません（途中で居なくなったら「貧乏男にミカンをだましとられた」となります）。観音さま（神さまと称される存在）は「肉体」を持ちません。「意識」という「実体」をもたない存在とされています。それが「化身」という形で人々を助ける、としたら「憑依（観音さまという「意識」体がアブや馬の「肉体」をあやつる）」という説明になるのでしょうか。

第2節 補論 税理士の仕事 —— give & take の視点で

〔1〕 仕訳は「物々交換で考える」ことから始める

仕訳の形式で書いた取引の記録は、簿記の知識がある限り、普通の言葉で書いた取引の記録よりも明瞭であり、正確に取引の内容を読み取ることができる。

沼田嘉穂『完全簿記教程〔Ⅰ〕』⁶⁾ (p.73)

簿記試験では「次の文章を読んで仕訳をせよ」という仕訳問題が出ます。「借方〇〇 金額〇〇 貸方〇〇 金額〇〇」が解答フォームです。借方と貸方の〇〇は何か？ その金額〇〇はどれだけか？ を答えさせる問題です。これを give & take の視点で文章を読みます。

何を手に入れたのか (take) それが借方です。何を手放したのか (give) それが貸方です。

まず、借方、貸方を確認 (特定) することから始めましょう。金額〇〇は次のステップです。貨幣はオールマイティな交換価値にすぎません。貨幣も物々交換の一つの手段、と考えて本章のように仕訳 (取引を分解) をしてみましょう。give & take の視点で文章を読めば仕訳の手がかりがつかめると筆者は思います。

第5章以下で金額並記のメリットについて述べていきますが、取引を理解するには「まず物々交換で仕訳を考えてみる」ことを筆者はお薦めします。そして相手の仕訳も考えてみましょう。その取引の目的

(動機)が見えてきます。

column・303

低額譲受（相続税法 第7条）

契約は申込と承諾によって成立します。誰とどのような内容の契約をどのような形式（口頭でも書面でも）で締結しようと自由です（契約自由の原則）。しかし、税法は「みなし課税」の制度を定め課税の公平を図ります。

例えば、5,000 万円で売れそうな不動産を親が子に 2,000 万円で売った場合、5,000 万円と 2,000 万円との差額 3,000 万円の贈与があった、とみなされます⁷⁾。

贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合（低額譲受）

相続税法第7条

著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合においては、当該財産の譲渡があった時において、当該財産の譲渡を受けた者が、当該対価と当該譲渡があった時における当該財産の時価（中略）との差額に相当する金額を当該財産を譲渡した者から贈与（中略）により取得したものとみなす。（以下、略）

つまり、親子間で不動産の売買があった、とだけ捉えるのではなく、その価額が「その譲渡があった時における財産の時価」に比べ「著しく低い価額」であった場合には親から子へ差額分の贈与が行われた、という事実認定をします（そういう贈与契約が売買契約の裏に隠れている、と捉え直します）。

相手が考えつきそうなことを先回りして課税のアミをめぐる。相手の立場に立ってどういうことを考えているか想像する。税法はこういう隠れた目的を想像する力が求められます。

“わらしべ長者” 第三場「やれやれ、これでしばらく子どもの相手から開放される」というお母さんの本音に気づく。第1章のヨウコちゃんの気持ちを推しはかる。give & take で物事を考えると「目的は何か」が見えてくるはずです。

〔2〕 税理士の仕事 1 ―― 税務

税理士は憲法第 30 条に定められた「国民の納税義務」のお手伝いをするのが仕事です。国は「〇〇税法」という法律を根拠に税の負担を求めます（租税法律主義、憲法第 84 条）。負担を求める以上、その根拠は合理的（納税者が納得のいくもの、課税当局からすれば説得力のあるもの）でなければなりません。

具体的には所得や消費、財産の取得、保有などが課税対象とされています。

稼ぎに税の負担を求める（所得税、法人税）、それを消費する時に税の負担を求める（消費税）、財産を相続や贈与で取得したら税の負担を求める（相続税、贈与税）、財産の所有名義人に税の負担を求める（固定資産税、自動車税）。税を担う力、^{たんぜいりょく}「担税力がある」というのが課税根拠とされています。そして、所得課税や消費課税の計算は、簿記会計★³の処理に基づいて行われます。

i) 所得

所得（儲け）は収入から経費を差し引いて計算します。例えば製品を作る機械を買ったら、その機械は経費です。収入から引いてもらえます。ただし、機械は何年も使えるので使用見込期間（耐用年数）でその額を按分します（この計算を「減価償却」と呼びます）。

年貢は毎年、農作物を収穫した時に納められました。すなわち、税の負担（課税）は暦、1 年という期間が計算単位でした。期間按分という「考え方」は 1 年という区切りによって計算します。そして税法

★³ 簿記とは取引を仕訳フォームに従って分類・集計する記帳技術、会計は取引データから当期利益などの業績や財産の現状などを計算、表示（報告）する技術です。

は、機械などの耐用年数等を定めることによって期間按分方法を統一し、納税者の経費が同じになるようにします。

なお、所得という概念は本書が取り上げる簿記会計の利益（儲け）と同じではありません。国等は納税者に税法という共通の尺度（物差し）を当てはめ、それぞれが出した利益（納税者が「儲かった」と認識した金額＝当期利益）を修正するかたちで所得（これを「課税標準」★⁴といいます）を算出します。税法は所得の計算方法を全て決めているわけではありません。簿記会計で計算された利益に「税負担の公平」という調整を加えて（加算・減算をして）課税標準とします。従って「利益」の計算は簿記会計に委ねられています。

ii) 消費税

消費税は、物やサービスといった消費対象となるものを提供する事業者が納税する税金です。取引仕訳を、①課税取引、②免税取引、③非課税取引、④不課税取引に区分・集計し、消費税を計算、納付します。すべての仕訳に、消費税の税区分①②③④が必要不可欠となっています。

★⁴ 例えば、法人の交際費は「原則として」損金（必要経費）に算入できません（租税特別措置法（交際費等の損金不算入）第61条の4）。例外的に認められても損金算入限度が設けられています（中小法人は年間800万円まで）。不算入額は当期利益に上乗せして税金計算をします。

また、使途不明金（支払先をナイショにする）は、その支払額に40%の法人税が別途課税されることになっています（同第62条）。しかし、「法人税法第2条第5号に規定する公共法人を除く」とあり、使途秘匿金の対象から外れています。支出目的から致し方のないものもあるでしょうが、件数と支出総額は区別して管理すべきだと筆者は思います⁸⁾。

① 課税取引：事業者が提供する財もしくはサービスの提供のうち下記②③を除く（税法は原則と例外を列挙する形の規定ぶりとなることが多い法律です）。

② 免税取引：消費税は日本国内の消費に課税するものです。財やサービスが国外の消費者（事業者を含む）に提供されても（いわゆる「輸出」）課税されません。

例えば外国人旅行者が帰国土産を免税店で購入した場合、パスポートと帰国の旅券を見せて国外持ち出しの確認をします。しかし、出国前に免税品を消費したり、売却する可能性が無い、とはいえません。ではどうするか。

一つは出国手続きを済ませ搭乗するところで免税品を渡す、もう一つは消費税込みの代金を支払い免税証明書をもって出国時に免税品と証明書を提示して税金を還付してもらう、といったことが考えられます（他にも方法があるかもしれません）。

③ 非課税取引：④土地や有価証券のように「消費」にあたらないもの、⑤利子を対価とする貸付金（借金、金銭消費貸借と呼ばれる）、⑥登記事務手数料など国等が提供するサービス、医療費、教科書や授業料など教育に関するものなど税の負担を求めないことにした取引です。基準貸付金利（以前の「公定歩合」）を決めるのは国の政策の一つですが、それ（利息）に税が上乗せされたらややこしくなります（資金調達も圧迫されます）。

国が手数料に税を上乗せして負担を求めるのか？ 患者さんに消費税を上乗せして負担させるのか？ 国民（納税者）に納得の得られないものが非課税取引とされています（筆者の私見です）。

column・304

非課税取引は消費者の負担0円か

1988（昭和63）年12月30日、消費税法が成立し翌年4月から施行されることになりました。その審議の中で医療サービスは非課税とされました。病気やケガといった「困っている人」に税の負担を求めるのか。医療関係者は当然反発、患者に消費税の負担を求めないことになりました。

元号が平成に変わった1989年4月、消費税法が施行されて初めてその選択の問題点に気づきます。薬や医療機器、設備費（家賃、光熱費等）…etc、には消費税が課税されています。支払に上乗せされた消費税分だけ支出が増え経営を圧迫していることがわかりました（自虐的に「損税」と呼ばれたりしました）。

どうなったか？

診療報酬の引き上げ、という措置が講じられました。患者は「消費税という名目の負担」はありませんが、窓口負担は増加しました（医療機関が負担した消費税は受け取った事業者を通じて国に納められます）。つまり、「消費に課税する」という納税システムは消費者が負担から免れることはできません（国の立場からすれば「よくできた歳入システム」ということができます）。

どうせ負担することになるのなら単一税率の方が事務コスト的にベストです。しかし元号が令和に変わった2019年10月、消費税率が8%から10%に引き上げられたとき、食品の購入等の負担据え置きという「軽減」税率制度が設けられました。国民への政策アピールですが、非課税業者の医療機関同様8%で提供するための調達コストは2%増えるため、販売価額の値上げという形でいずれ消費者に跳ね返ります。さらに、複数税率になったからという理由でインボイス（税額証明票）という新たな事務負担が予定されています★⁵。

税理士会では「軽減税率」という耳触りの良さだけの複数税率制度の廃止を求めています。

★⁵ 第10章第4節 [3] (pp.293-302) 参照

④ 不課税取引：消費税の計算に関係のない取引です。例えば保険は保険事故が起きたら保険金を支払う契約、消費する取引ではありません。消費税は、課税対象となる「消費」をした者★⁶が負担する消費税を提供者が対価に税を上乗せして受け取り（預かり）、まとめて納付します。つまり事業者（提供者）課税です。労働者は労働というサービスを提供しますが、事業者ではありません。消費税を上乗せして受け取って納付する義務はありません。

税金計算の作業を進めるにあたって簿記会計の知識は必要不可欠です（税理士試験でも必須科目とされています）。こういった、取引を記録、集計、計算するのが簿記の仕事です。

column • 305

税法条文は三回読め

税法は「一読半解、二読難解、三読不可解」などと揶揄される（一読難解、二読誤解、三読不可解というバージョンもある）。文章が長い。カッコ書き、他条文の引用（借用）などによって読んでいるうちに頭の整理がつかなくなる。一読目は（ ）書きの文章を（略）、他条文は〇〇と読み替え、わかるまで文章を削ぎ落とす（本文の一部を（ ）で括ってさらにシンプルにしてみる）。二読目は飛ばし読みした部分、読み替えた部分を一つ一つ丹念に読んでいく。他条文は条文の前につけられたタイトル（条文要旨）に読み替える。三読目は一読目、二読目合わせて通し読み。シンプルにすれば必ずわかるようになる。

(筆者ホームページ⁹⁾ より)

★⁶ 「者」と「物」、訓読みは「もの」ですが、税法を含め法律は両者を区別するため声に出して読むときは「シャ」「ブツ」と音読みします。

【3】 税理士の仕事2 —— 「監査」という取引内容の確認作業

税理士（職業会計人、以下「筆者」）は顧客である納税者（以下、「顧客」）の申告書を作成するのが仕事です。顧客から提供された会計データに税務判断を行って申告書を作成します。筆者が行っている作業を紹介します。

まず、仕訳から「取引内容」を把握します。「④次の文章を仕訳せよ」ではなく、「⑥次の仕訳から取引内容を想定せよ」という問題を日々解いていきます。

④は顧客が、自分が行った取引（体験）内容を仕訳する作業です（演繹法の手法です）。

⑥は筆者が仕訳を読んで顧客の取引内容をイメージ（再現）する作業です。顧客の取引を筆者が疑似体験する作業です（帰納法の手法です）。

仕訳は音楽でいえば楽譜（スコア）にあたります。プロの演奏家はスコアを見てその音楽が頭の中で鳴り出す（再現できる）といいます。

また、プロ棋士は棋譜を読んで将棋盤の闘いを再現します。自分と相手の駒がどう配置されていて、その駒の動きをすべて再現（イメージ）できます。

仕訳の取引内容の再現は聴覚や視覚に訴える必要はありません。文章にするだけで充分です。

文章は5W1Hで考えます。広辞苑によれば、5W1Hを次のように解説しています（丸数字は筆者の追記）。

「（① when, ② where, ③ who, ④ what, ⑤ why, ⑥ how の頭文字から）いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように行ったかという、報道や報告を構成する基本要素」

仕訳では、これに⑦ how much（どれだけ）を追加します。5 W 2 Hです。

仕訳フォームに5 W 2 Hを割り当てると次のようになります。

物々交換による仕訳の場合（前章、本章の仕訳スタイル）

日付	借方（手に入れたもの）	貸方（手放したもの）	摘要
①	④+⑦	⑥+⑦	③+⑤+②

* 重要度順、⑤②は省略される場合も多くあります。

仕訳を読みとく（文章化する）キーワードは④と同じ、give & take の視点です。

第三場の仕訳を文章にしてみます。

貧乏男		お母さんと子ども	
take (目的)	give (手段)	take (目的)	give (手段)
ミカン3個	アブを縛りつけたわらしべ	アブを縛りつけたわらしべ	ミカン3個

貧乏男：アブを縛りつけたわらしべを give し、ミカン3個を take した（お礼にいただいた）。

お母さんと子ども：アブを縛りつけたわらしべを take し、お礼にミカン3個を give した。

借方を take し（手に入れ）、貸方を give した（手放した）。取引内容を迷わず文章にできます。簡単でしょう★⁷。

ところが、実際の仕訳★⁸は、次のようなことがよくあります。

3/22 水道光熱費 / 普通預金 ¥52,300 中部電力

借方科目には水道料、電気料、ガス料などを一まとめにした「水道光熱費」という勘定科目が使われています。

摘要に表示されているのは電力会社名＝③だけで④②⑤は省略されています。しかし、④が電気料であること、②は利用メーターの設置場所、⑤は電気製品使用のため、ということは容易に想像できます。

★⁷ take するのはミカンや布などのプラス財産だけではありません。

第六場で家来たちは「死んだ馬の後始末からの解放」を take しています。つまり、死んだ馬の後始末という**マイナス財産がなくなる**、というのも take です。

なお、give & take というキーワードを使わない従来の簿記教科書¹⁰⁾では、「資産」「負債」「資本」「収益」「費用」という取引要素の増減を使って仕訳が説明されています（これには、複式簿記が誕生した後の会計用語を使っでの説明は理論的におかしい、という指摘があります）。

★⁸ 実務上（複式簿記で）使われている仕訳フォーム（第5章以下で述べます）の5W2Hの割り当ては次のようなものです。

日付①、借方科目（手に入れたもの）④、貸方科目（手放したもの）⑥、金額⑦、摘要③+④+⑥+⑤+②（重要度順）。

物々交換の仕訳に比べると科目名が抽象的ですが、摘要を参考に変換します。

一方で、仕訳を見るだけでは不十分、取引内容を確認したい場合があります。複合仕訳が想定される取引、金額が大きく中身を確認しておきたい取引、消費税の課税区分を確認したい取引、減価償却資産として耐用年数の確認作業が必要となる取引など「摘要」欄に記載された情報だけでは判断しかねる仕訳です。これは、原始記録にあたって判断します。例えば次のような仕訳取引です。

5/28 車両運搬具 / 普通預金 ¥2,700,000 ○○自動車

具体例な取引内容については、第9章第3節で述べますが、○○自動車へ270万円の支払があったことのみでは足りません。

まず現物があればそれから確認します。そして車検証を確認します。

自動車の範囲	分類番号
貨物の運送の用に供する普通自動車	1, 10~19
人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車	2, 20~29
人の運送の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車	3, 30~39
貨物の運送の用に供する小型自動車（三輪のものを除く。）	4, 40~49
人の運送の用に供する小型自動車（三輪のものを除く。）	5, 50~59

車両番号で車種がわかります。1、10～19及び100～199で始まる車は普通トラックです。同じく数字が2で始まればバス、3なら普通自動車、4なら小型貨物、5なら小型自動車…となります。また、初度登録を確認します。これで耐用年数が確定します⁷⁾。

次に○○自動車との取引内容の確認です。支払額には車両本体、自動車税、自動車損害賠償責任保険などが含まれます。

ここでは、次の㊦～㊧の書類（原始記録）について述べます。

右山昌一郎 監修『税理士実務質疑応答集』¹¹⁾

（p.171、筆者による一部抜粋）

取引をしたのは顧客で筆者ではありませんが、顧客の行動（取引の流れ）を想定してみます。

顧客はまず、㊦カタログ（あるいは店頭）で品定め、どれにするか決めます。

次に〇〇自動車の営業マンが㊧提案書（見積書）を作成。総予算が提示され契約交渉です。

購入が確定したら㊨売買契約書を作成、納車日、支払条件など契約の履行手続に入ります（建築工事などでは㊨-2 発注書（契約申込）、㊨-3 請書（契約承諾）となります）。別途㊧-2 計算書が作成添付されることもあります。

〇〇自動車は、納車（車両の引渡し）と共に㊩納品書を発行、顧客に交付します。そして納品書の控にあたる受領書に顧客から受取のサインをもらいます（これがないと顧客が商品を受け取った証拠が示せません）。

そして、㊪請求書が届き、支払をして㊫領収書を受け取ります。

原始記録は取引の流れの中で顧客が受け取った書類でそれぞれの目的に沿って作成されたものです。筆者は㊬を見て仕訳を起しますが、これは仕訳の原稿として作成されたものではありません。「車両本体は〇〇〇円です。他に税金がいくら、保険がいくら、登録費用がいくら、トータル 270 万円のご負担となります」という顧客に宛てた購入予算の説明資料です。

このように取引の流れを想定し「どういう書類が作成され」「そこにはどんな情報があるか」がわかってくると税務判断の材料が集めやすくなってきます。

常に「目的は何か」を考えて行動していると情報が集まってくると筆者は思います。

-
- 1) 坪田譲二『日本むかしばなし集 (一)』新潮文庫、1985 (昭和 60) 年
・柳田国男『昔話と文学』創元社、1938 (昭和 13) 年
→ 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp>
「昔話と文学」で検索 (2022 (令和 4) 年 5 月確認)
・小林正観『100% 幸せな 1% の人々』中経出版、2008 (平成 20) 年
・小林正観『五つの「えん」の意味を解く ごえんの法則』大和書房、2010 (平成 22) 年
- 2) W. B. キヤノン (館鄰・館澄江 訳)『からだの知恵』講談社学術文庫、1998 (平成 10) 年
→ 原題は“Wisdom of the Body”。1932 年アメリカで出版され、日本での初訳は 1959 年です。第 3 章で唾液と渇きについて述べられています。
- 3) マルロ・モーガン (小沢瑞穂 訳)『ミュータント・メッセージ < 真実の人 > 族の教え』角川書店、1996 (平成 8) 年
→ 本書は 1991 (平成 3) 年自費出版されてブームとなり、1994 (平成 6) 年に大手出版社から再出版されました。真実の人族とされるアボリジニから事実無根との抗議が寄せられ、出版社はジャンルを「フィクション」にしました。評価の分かれる内容ですが、口に入れるのが石であっても唾はでる、と筆者は思います。何かのときに役に立つかもしれません。
- 4) 柳田国男『日本の昔話』新潮文庫、2005 (平成 17) 年
→ 1930 (昭和 5) 年 3 月、アルス社から刊行した『日本児童文庫 11・日本昔話集 (上)』は、『日本の昔話』と改題され、複数の出版社から出版されました。ここに収録されている「藁しべ長者」を幼年向きに書き直したものが、筆者が引用した、坪田譲二『日本むかしばなし集 (一)』¹⁾ の“わらしべ長者”です。同書の解題(1952(昭和 27)年 3 月 20 日)には次のようにあります。「この本の三十話ばかりの中、その半分は柳田先生の『日本昔話』中より戴いたものであります。名作をただ幼年向きに書き直したばかりで、心中誠に申し訳ない気がするのであります。然し先生は、「昔話はお国のものだから、遠慮しなくていい」と仰言られ、私がこうしてこの本を出すことを許されたばかりでなく、他にも昔ばなしの参考書数冊と、古い得難い雑誌二十幾冊とを与えられたのであります。」
・馬淵和夫、国東文麿、今野達 校注・訳『今昔物語集 二 日本古典文学全集 22』小学館、1972 (昭和 47) 年

第3章 わらしべ長者の簿記的考察

→ 卷第十六「長谷に参る男、観音の助けに依りて富を得る話（こと）第二十八」は「布一反ヲ以テ賤（あやし）ノ鞍ニ替ヘテ…宇治ノ程ニテ日暮スレバ…今一反ヲ以テ馬草、我が糧（かて）ニ成シテ」と書かれています（p.298）。

本話の典拠は未詳、『古本説話集』、『宇治拾遺物語』にも同文的同話が収められ、同類話が国内各地に散在する（p.289）とされています。

・樋口清之『日本人の歴史 第三巻 お金と日本人』講談社、1979（昭和54）年

→ 半奴隸的な存在になった男を奴（ぬ）といい女を婢（ひ）という。奈良時代初期、馬1頭は20歳代の奴7人ぐらゐの交換価値であった。その後奴婢になるもの（没落者）が増えて16人の価（命と労働）になるのである（pp.96-97）。

・中村修也『日本古代商業史の研究』思文閣史学叢書、2005（平成17）年

→ 第1章で、“わらしべ長者”を商業史の視点で取り上げます（旧稿は「わらしべ長者と古代交易」『史潮』第41号）。説話ゆえに「主人公がどんどん得をしているようにしか見えない」（p.34）けれども、「人間が商品となる世界」（p.42）です。遠距離交易のコスト（運搬や物々交換の相手を探す手間）や自然災害、人（賊）災害などのリスクも伴うのが商いでした。

5) 志賀内泰弘『「いいこと」を引き寄せるギブ&ギブの法則』PHP研究所、2016（平成28）年

・林覚乗『心ゆたかに生きる』西日本新聞社、1997（平成9）年

・柴田秋雄『柴田秋雄のホテル再生物語「日本一幸せな社員」をつくる』中日新聞社、2010（平成22）年

・大久光『松下幸之助 一事一言』文春文庫、1991（平成3）年

6) 沼田嘉穂『完全簿記教程〔I〕』中央経済社、1978（昭和53）年

7) 税務研究会 編『税務便利事典』税務研究会出版局、2004（平成16）年

8) 杉田宗久 編著『令和3年度版 税務ハンドブック』コントロール社、2021（令和3）年

・武田昌輔 編著『DHC コンメンタール 法人税法』第一法規、1979（昭和54）年（加除式書籍）

9) 筆者ホームページ <https://www.y-t-a.co.jp/>

今月の心・技・体より「技」、税法条文は三回読め、2018（平成30）年6月

10) 新井益太郎 他『新簿記 新訂版』

実教出版、2014（平成 26）年

「図のように、取引はすべて左側の要素と右側の要素とがむすびついて成り立ち、左側の要素だけ、あるいは、右側の要素だけがむすびつくことは絶対にならない。」（p.28）

・工藤栄一郎『会計記録の研究』中央経済社、2015（平成 27）年

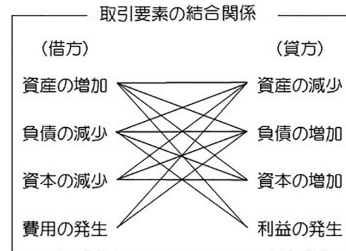
「現行のわが国の簿記教科書において、いわゆる「取引要素説」と呼ばれる、複式記入に関する教育上の方法が多くみられる。たとえば、高等学校の簿記教科書（新課程）として採用されているすべてにおいて「取引要素の結合関係」による説明がなされている。」（p.182、筆者による要約）

・中野常男 編著『複式簿記の構造と機能 - 過去・現在・未来 -』同文館出版、2007（平成 19）年

（中野）でも、簿記の歴史をずっとたどっていくと、複式簿記が生まれた頃というのは簿記の記録から貸借対照表も損益計算書も作っていない時代ですよ。そのあたりは……。

（安平）だから、そのあたりが困るわけです。（p.136）

→ 安平昭二教授は、取引を「取引要素の結合関係」で説明すること（複式簿記が誕生した後の会計用語を使って説明すること）の後ろめたさを正直に告白されている、と筆者は感じました。



11) 右山昌一郎 監修、森川暁 辻堅太郎 編『税理士実務質疑応答集』ぎょうせい、1995（平成 7）年

「耐用年数通達では、（貨物自動車と乗用自動車との区分）として 2-5-8 で「貨客兼用の自動車が貨物自動車であるかどうかの区分は、自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）31 条（自動車登録番号）の規定による自動車登録番号により判定する」としている。」（p.170）

→ 一般社団法人 大阪府自家用自動車連合協会ホームページ

<http://www.daijiren.or.jp/index.html> 「ナンバープレートの種別と分類番号等」（2022（令和 4）年 5 月確認）